

○ 入札参加資格等について

1 名簿の登録等

- (1) 京都市上下水道局の令和7年度の競争入札有資格者名簿（物品）に「清掃」で登録されていること、及び競争入札有資格者名簿（工事）の「しゅんせつ工事」に市内業者として現に登録があり、かつ登録されている期間が、公募日において、通算して5年以上あること（京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第5条の規定に基づく資格の承継を受けた場合は、前営業者の登録年数を加算するものとする。）
- (2) 公告の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

2 市内要件、企業規模

京都市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業（中小企業基本法第2条に該当するもの）であること。

3 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、資本関係、人的関係及びこれらと同視できる関係に該当する場合（詳細は下記※参照）は、そのうちの一者しか参加できない。

4 入札参加資格

(1) 履行実績

特になし。

(2) その他の参加資格

- ア 同日に開札する「1 名簿の登録等」の要件（しゅんせつ工事の登録年数は問わず）と同じくする他の入札について落札者となっていないこと。
- イ 本件業務に使用する予定の高圧洗浄車及び吸引車について、両車両、自社で所有し、又はリース会社からリース（当該契約期間が本件の履行期間を含むものに限る。）を受けていること。

5 提出書類（落札候補者となった後に提出）

4(2)イを証明する書類

- (1) 高圧洗浄車及び吸引車の車検証等
- (2) (1)に係る車両の写真（正面（ナンバープレートが写っているもの）及び斜め後方（ホース等が写っているもの））
- (3) リース契約書（履行期間を含むもの）の写し（リース会社からリースを受けている場合のみ）

6 その他

特になし。

※ 関係会社の参加制限について

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)

と親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d その他業務を執行する者であって、aからcまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合